



補助金申請等で使える事業計画書作成 個別相談会

小規模事業者持続化補助金 〈一般型〉とは

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、補助率2/3・上限50万円の補助を受けられるものです。

事業再構築補助金とは

新型コロナウイルス感染症の影響で、申請直近6ヶ月の内、任意の3か月の売上合計が、コロナ以前と比較して10%以上減少している中堅企業・中小企業・小規模事業者等が取り組む、思い切った事業展開を行うための建設、設備投資等に対して最大1億円、補助率1/2～3/4の補助を受けられるものです。

経営革新計画とは

中小企業等経営強化法という法律に基づく中小企業支援策の一環で、都道府県知事等が認定する制度です。認定された事業者は、補助金の加点、融資等の支援策が受けられます。ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の加点となります。

経営革新計画とは

中小企業等経営強化法という法律に基づく中小企業支援策の一環で、都道府県知事等が認定する制度です。認定された事業者は、補助金の加点、融資等の支援策が受けられます。ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の加点となります。

事業継続力強化計画とは

中小企業・小規模事業者等が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定された事業者は、税制措置や金融支援、補助金の加点等の支援策が受けられます。

経営力向上計画とは

人材育成やコスト管理等のマネジメントの向上、設備投資等、自社の経営力を向上する為に実施する計画で事業分野別の主務大臣が認定する制度です。認定された事業者は、税制や金融の支援等の支援策が受けられます。小規模事業者持続化補助金の加点となります。

※より詳しい情報はWEBで検索してください。 ※補助金の申請は公募開始以降になります。

日 程：令和4年5月25日(水)、6月6日(月)、6月9日(木)【各日10:00～17:00】

会 場：加東市商工会館(加東市社717-1)

相 談 料：無料

お 申 込 み：申込書に必要事項を記入の上、各相談日の3日前までにFAX又は、加東市商工会のWEBサイトよりお申し込みください。
(多数の事業所から申込があった場合は先着順)

アドバイザー：藤尾 政明 氏(藤尾コンサルティングオフィス・中小企業診断士)

お問い合わせ：加東市商工会(経営支援課まで)

TEL 0795-42-0253/FAX 0795-42-2299

事業計画作成個別相談会(加東市商工会 FAX 0795-42-2299)

事業所名	希望日 (いずれかに○)	① 5/25(水) ② 6/6(月) ③ 6/9(木) ④ どの日付でも良い	希望時間 (いずれかに○)	① 10:00～12:00 ② 13:00～15:00 ③ 15:00～17:00 ④ 何時からでも可
フリガナ				
参加者名	連絡先	電話 ()		
		携帯		
所在地	申請予定 (いずれかに○)	・持続化補助金〈一般型〉 ・ものづくり補助金 ・事業再構築補助金 ・経営革新計画 ・事業継続力強化計画 ・経営力向上計画 ・創業 ・事業継承 ・その他()		

主催：加東市商工会